

# 議事 1 第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画の令和6年度の取組の進捗状況について

## 2 令和6年度の取組

### 目標1: 成年後見制度を含む権利擁護支援の周知啓発

- 出前講座等での地域住民、支援者に対する周知啓発（成年後見制度、高齢者虐待）※2月末時点
  - ・ 交援者向け講座・研修講師 4回（内高齢者虐待2回）
  - ・ 市民向け講座 3回
- 市民向け講演会の開催

日時	令和6年10月20日（日）	13:30～15:30
場所	日本現代詩歌文学館	
内容	・ 講演（日高法律事務所 日高弁護士） ・ ノベルデザインスカッシュン（成年後見制度の実際）	
参加者	・ 現地参加：77名	・ オンライン参加：11名
その他	北上市自立支援協議会くらし支援部会と共催	
計	88名	

### (3) 市民向け成年後見制度講座の開催（障がいの子を持つ親向け）

日時	令和6年9月7日（土）	13:00～15:00
場所	江釣子シヨップングセンターハビル2階コスモホール	
内容	・ 講座（コスモス成年後見サポートセンター 津嶋行政書士） ・ 個別無料相談	
参加者	・ 現地参加：27名（うち個別無料相談4組）	・ オンライン参加：4名
その他	公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 岩手県支部と共催	

### (4) 金融機関と包括支援センターの情報交換会

日時	令和7年3月17日（月）	13:30～15:00
場所	北上市役所本庁舎5階第1会議室	
内容	金融機関における高齢者に関する困りごとの共有と金融機関と包括の連携の確認	
参加者	地域包括支援センター職員及び市内銀行職員 計24名	

### (5) 医療従事者向け権利擁護研修会の開催

日時	令和7年2月26日（水）	18:00～19:30
場所	北上済生会病院	
内容	・ 意思決定支援に関する講義（鈴木社会福祉士） ・ グループワーク	
対象者	市内の入院機能を有する医療機関の医療従事者、地域連携ネットワーク協議委員、地域包括支援センター職員 計31名	
その他	北上市在宅医療介護連携支援センターと共催	

開催趣旨（計画P26 計画の進行管理）  
 第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画(以下「市基本計画」)の達成状況の点検・評価は、目標の達成状況等を北上市成年後見制度利用促進審議会に報告することにより実施することとしていることから、本審議会において、市基本計画の令和6年度の活動状況の報告、及び令和7年度における活動内容の協議をするものです。

総合計画	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
地域福祉計画	総合計画(2021-2030)				
	第4次地域福祉計画(2024-2028)				
	第7次障害者計画(2021-2026)				
	第7次障害福祉計画(2024-2026)				
	第8次障害者計画(2027-2032)				
	第8次障害福祉計画(2027-2029)				
	第10次高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画(2024-2026)				
	第11次高齢者福祉計画第10期介護保険事業計画(2027-2029)				
分野別計画	第2期北上市成年後見制度利用促進基本計画(2024-2028)				
成人後見制度利用促進基本計画					

## 1 市基本計画における目標値の達成状況（計画P23）

目標	成果指標	R5 (実績)	R6 (実績/目標)	R7 (目標)	R8 (目標)	R9 (目標)	R10 (目標)
権利擁護支援の周知啓発	カーブス事業所等の制度認知度(単位: %)	59	75/60	70	80	90	90
権利擁護支援機能の充実	権利擁護の相談件数 *市と委託事業所の総件数	1461	前年度より増加 1237/1461	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加
地域連携ネットワークの機能の強化	成年後見制度の利用者数	106	前年度より増加 114/106	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加

※令和6年度の相談件数は1月末時点

(6) 成年後見制度の利用事例集等の作成に向けた検討  
未実施。第2期計画後期で検討を行う。

(7) 意思決定支援に向けた整理  
意思決定支援の研修を受講。支援者等への展開に向けて学びを深めた。

- 【受講した研修】
- ・意思決定支援研修（市主催） ※八戸学院大学から講師を招き開催
  - ・成年後見制度普及・権利擁護体制整備研修（県主催）
  - ・後見人等への意思決定支援研修（国委託事業）
  - ・日本司法支援センター若手地方協議会

(8) きぼうノートと連携した任意後見制度の周知

- ・出前講座（老人クラブ連合会：再掲）において、きぼうノートを活用したところつもりと任意後見制度の連携について説明し制度の周知を図った。
- ・北上ケーブルテレビで放映されている「しらゆりだより」において、北上済生会病院柴内副院長からきぼうノート、日高拓郎弁護士から任意後見制度の説明をいただき、周知を図った。

**目標2：権利擁護支援機能の充実**

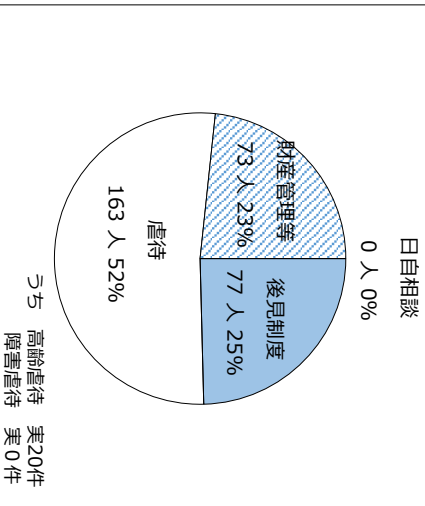
(1) 北上市権利擁護支援センターの相談対応件数

R5年度

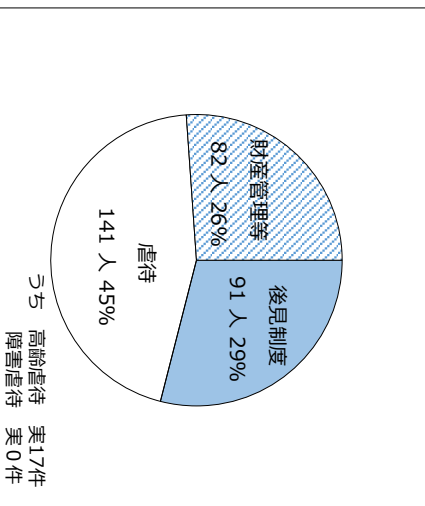
R6年度（令和7年2月末日現在）



ア：権利擁護相談(延数N=311)

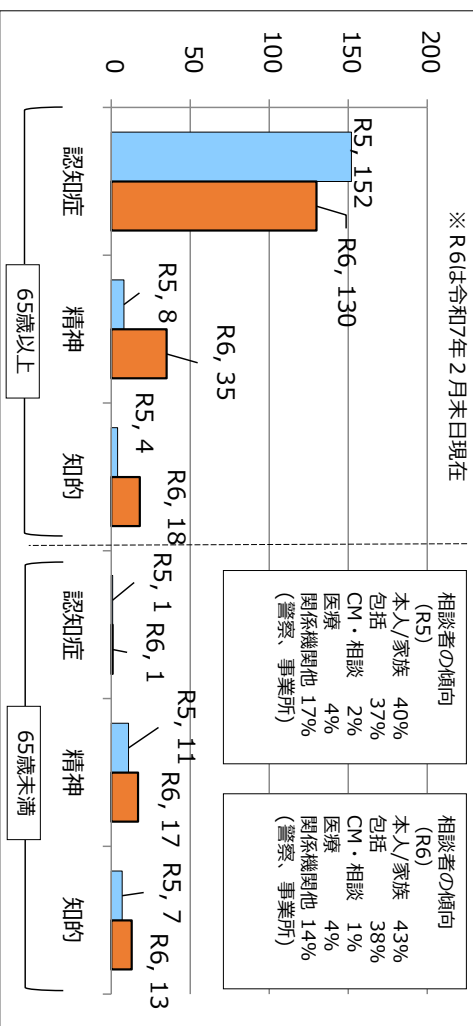


ア：権利擁護相談(延数N=324)

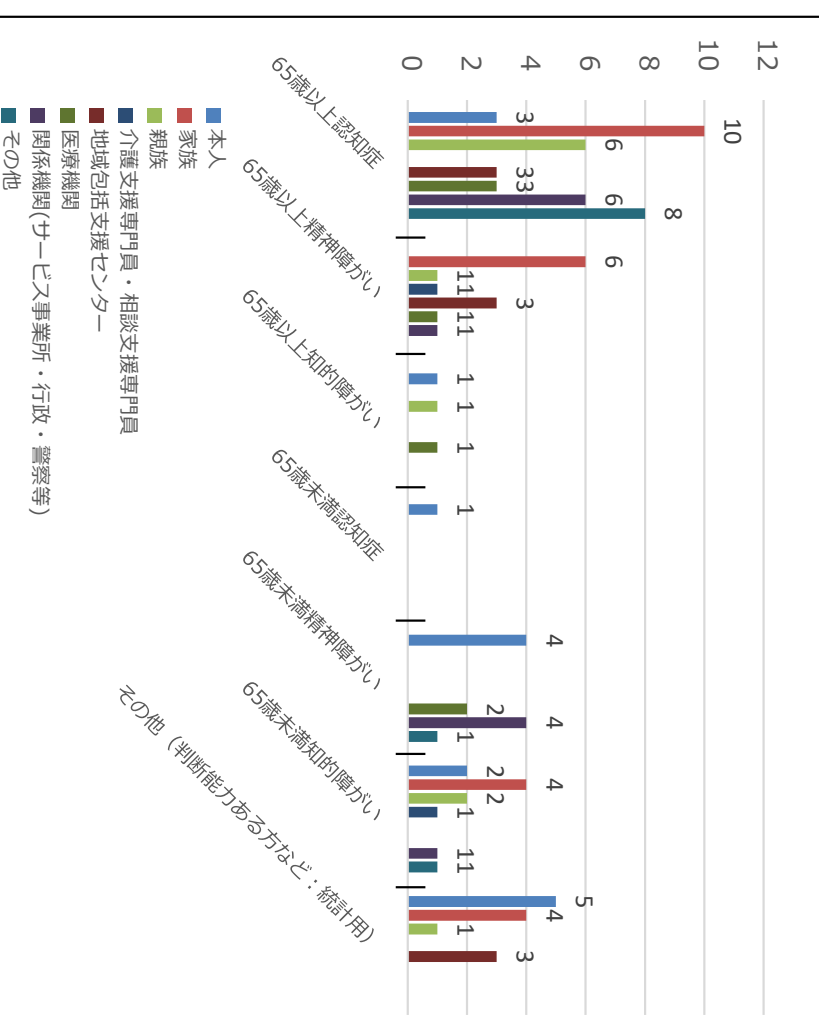


イ：相談対象者の傾向(延数N=324)

※R6は令和7年2月末日現在



ウ：成年後見制度に関する相談の属性



- (2) 本人・親族申立の支援
  - ・ 2件（その他、親族や支援者からの相談を多数受けている）

- (3) 受任者調整会議の開催（受任候補者推薦）
  - ・ 6回（すべて市長申立案件）

- (4) 権利擁護支援チームの形成支援（後見人等受任時のケア会議開催）
  - ・ 7回（市長申立で案件6回、親族申立案件1回）

- (5) 権利擁護支援チームのためのケア会議の開催
  - ・ 4回（市長申立で案件2回、親族申立案件2回）

- (6) 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行にかかわる支援検討会議
  - ・ 2回（内1件を市長申立にて成年後見制度へ移行）

- (7) 市長申立の実施
  - ・ 6件（内訳：高齢3件、障がい3件） ※進行中のケース1件、相談2件

- (8) 成年後見制度利用支援事業の実施（報酬等助成）

【申立費用】		【報酬助成】	
高齢	3件	高齢	9件
障がい	0件	障がい	5件

**目標3：地域連携ネットワークの機能の強化**

- (1) 市民後見人養成及び活躍支援に向けた多職種による協議の実施  
地域連携ネットワーク会議において、市民後見人の養成及び活躍支援について協議を実施（全3回）。市民後見人像やカリキュラム、フォローアップの内容、市民後見人を推薦する仕組み（権利擁護支援体制）について検討した。

**市民後見人養成講座について**

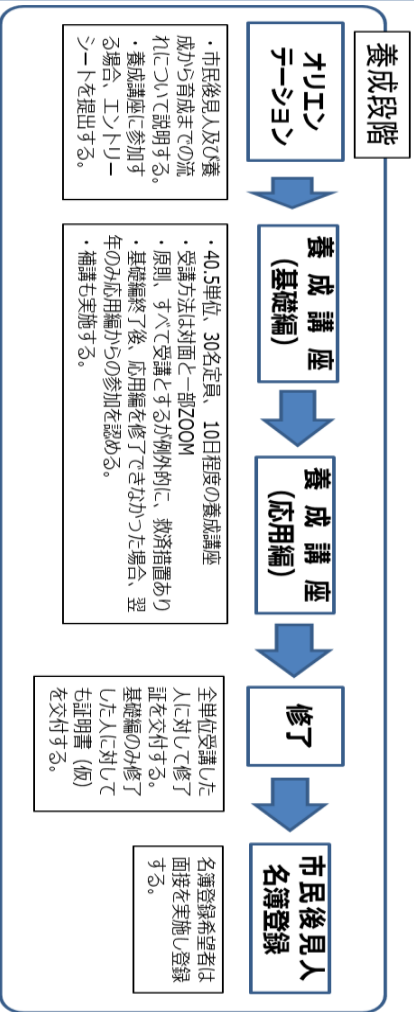
【市民後見人像】

- 1 成年後見制度の普及・啓発に努め、社会貢献精神と意欲を持つ市民の立場から、より深いながら本人の意思を中心に支援がで
- 2 きる市民
- 3 関係機関と連携しながら本人に必要な支援を考えられる市民

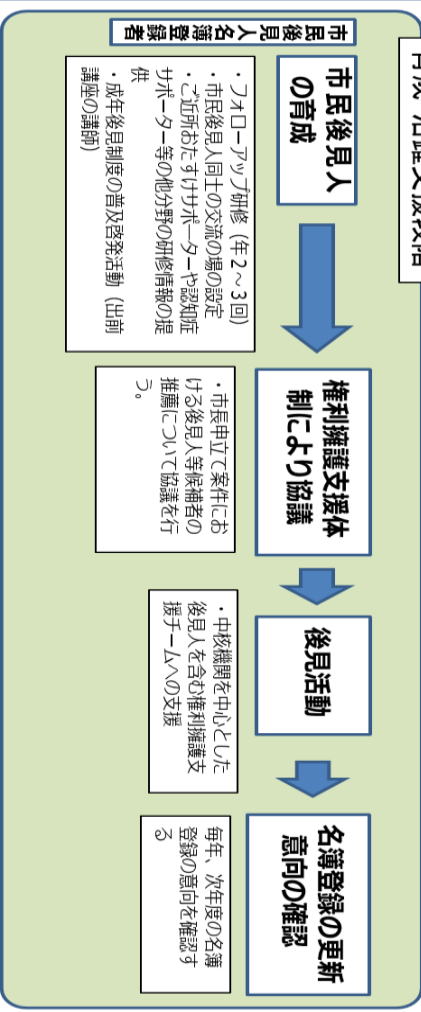
【カリキュラム】 ※資料2参照



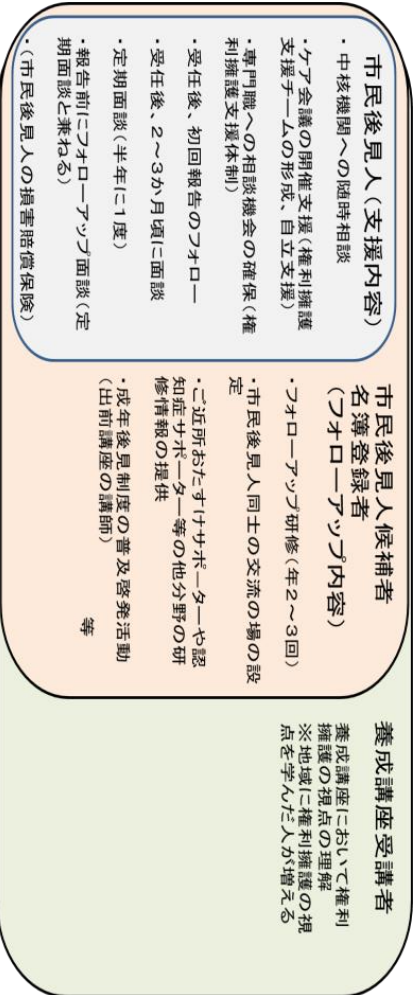
【スキーム】



育成・活躍支援段階



【市民後見人等の活躍支援、フォローアップの内容】



**権利擁護支援体制について**

受任者調整を行う仕組みとして、以下の機能を持つ会議体（権利擁護支援体制）を構築する。

- 受任者調整会議

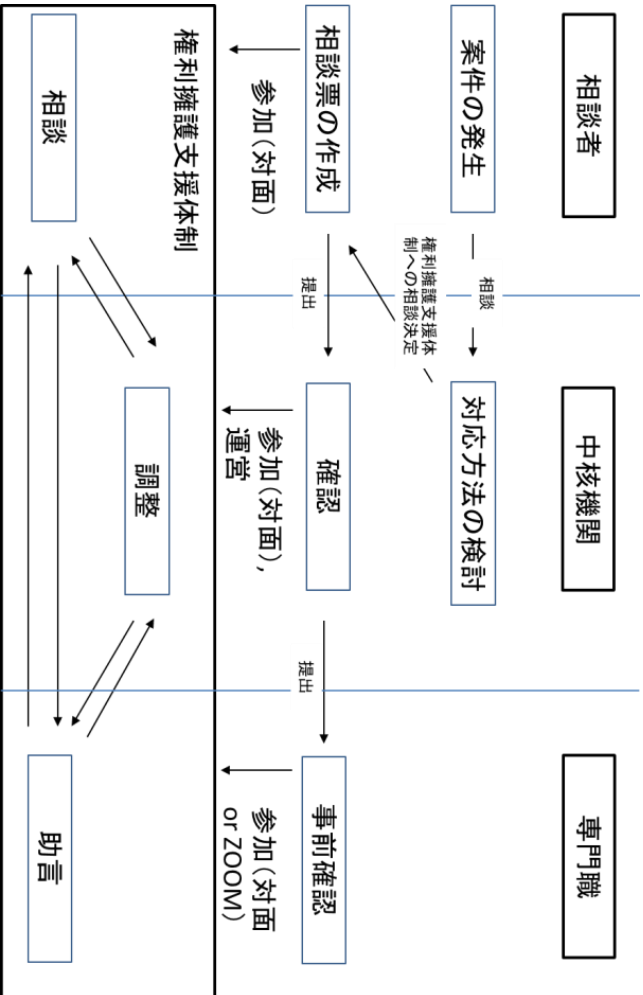
市長申立て案件における後見人候補者の推薦について、その職種などを専門職を交え検討する場

- 無料権利擁護相談（相談・検討・助言）

本人の権利擁護の課題に関して、支援者から多職種（弁護士、司法書士、社会福祉士）へ相談できる場。

複雑化する権利擁護の課題について支援者への助言体制を構築することで、本人の権利擁護をサポートする。  
市民後見人や法人後見（以下、市民後見人等）からの相談も想定しており、市民後見人等や権利擁護支援チームへの「バックアップ機能」としても活用する。

**【権利擁護支援体制のイメージ】**



(2) 市民後見人と専門職後見人の複数後見に関する研究  
先進地の取り組みを参考に以下の通り整理した。

**【受任形態】**

- ① 単独受任型：市民後見人が単独で受任する。
- ② U型：専門職後見人から引き継ぐ形で受任する。（一時的に複数後見）
- ③ 複数受任型：専門職と市民後見人が複数で受任する。

原則、専門職と複数後見でスタートし市民後見人が単独で対応できるようになれば、専門職が辞任し単独受任となる形を想定。

当面は市長申立の案件が発生した際に、権利擁護支援体制で協議を行い、市民後見人が適当と判断された場合、名簿登録者の中から裁判所へ市が推薦する。専門職後見人が単独受任している案件において、課題解決等により生活が安定したケースで交代の必要性が生じた場合も同様に権利擁護支援体制に諮る（U型）。

(3) 法人後見に係る研究

令和5年度に法人後見に関するアンケートを実施し、法人後見の実施に興味があると回答した市内の社会福祉法人のうち、未実施法人（3法人）に対してヒアリングを実施し、現状と実施する場合の必要な支援について確認した。

**出された意見**

- ・法の体制や実施に向けた準備の方法など、どのような整備が必要か分からないため具体的な事例や、運用方法など知りたい。
- ・法人後見を実施し、本来業務が軽かくなってしまふのは避けなければならぬため、どのくらいの業務量になるか等、検討する材料が必要。
- ・実施するのであれば、八幡平市で実施している方式が良いと思うため、少なくとも2法人以上かやらなければならぬと思う。
- ・法人後見を実施するのであれば自法人の人をやりたい。
- ・法人後見の必要性は理解できるが、実際、職員数がぎりぎりの中で、新たな事業を実施することは難しいように思う。
- ・職員力を上げたいたいと考えているため、法人後見を通じて経験を積んでスキルアップしてもらいたいという気持ちもある。

(4) 身寄りがいない人への支援に関するガイドラインの作成  
**これまでの経過**

**令和5年度**  
身寄りのない方の支援について事例検討会を行った。  
それぞれの立場や考え方がある中で、支援者が誰であつても共通の認識を持って対応できる仕組みが必要と考え、ガイドラインの作成に取り組んでいくこととした。

**令和6年度**

アンケート調査を実施し現状の把握と課題の抽出を行った。  
ほとんどの施設が入院・入所時に保証人が必要としており、金銭管理や緊急時の対応など、どのようなことが求められているかを結果から見ることができた。  
身寄りがいないことにより保証人を確保できないとき、保証人に求められる役割をどのように対応していくかを整理し、他市町村の取り組みを参考にしながら、北上市の特性を踏まえたガイドラインを作成していくこととした。



### 令和6年度事業計画

#### 成年後見制度を含む権利擁護支援の周知啓発

- 市民向け講演会の開催
- 出前講座
- ショッピングセンターでの市民向け講座及び個別相談会
- 障がいの子を持つ親向け勉強会
- 医療従事者向け権利擁護研修会の開催
- 地域包括支援センターと相談支援事業所向け研修会の開催
- 成年後見制度の利用事例集等の作成に向けた検討
- 意思決定支援に向けた整理
- きぼろノートと連携した任意後見制度の周知

#### 権利擁護支援機能の充実

- 権利擁護支援体制の構築に向けた協議、調整
- 専門的な相談への対応
- 本人、親族申立の支援
- 受任者調整会議の実施
- 権利擁護支援チームのためのケア会議の開催
- 市長申立の実施
- 成年後見制度利用支援事業の実施

#### 地域連携ネットワークの機能の強化

- 市民後見人養成及び活躍支援に向けた多職種による協議の実施
- 市民後見人と専門職後見人の複数後見に関する研究
- 法人後見に係る研究
- 身寄りがない人への支援に関するガイドラインの作成
- 地域連携ネットワーク会議の開催

### 令和7年度事業計画

#### 成年後見制度を含む権利擁護支援の周知啓発

- 市民向け講演会の開催
- 出前講座
- ショッピングセンターでの市民向け講座及び個別相談会
- 医療従事者向け権利擁護研修会の開催
- **意思決定支援研修の開催**
- きぼろノートと連携した任意後見制度の周知

#### 権利擁護支援機能の充実

- **権利擁護支援体制（受任者調整含む）の運営**
- 専門的な相談への対応
- 本人、親族申立の支援
- 権利擁護支援チームのためのケア会議の開催
- 市長申立の実施
- 成年後見制度利用支援事業の実施

#### 地域連携ネットワークの機能の強化

- **市民後見人養成講座の開催（オリエンテーション、フォローアップ含む）**
- **法人後見実施候補団体への勉強会の開催**
- 身寄りがない人への支援に関するガイドラインの作成
- 地域連携ネットワーク会議の開催
- **金融機関との連携検討**